

商品先物取引の取引制度の一部見直しに伴う 業務規程等の一部改正について

2022年2月14日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2022年4月4日及び25日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、商品先物取引のうち、金の限月現金決済先物取引及び白金の限月現金決済先物取引の呼値の単位並びに商品先物取引の全銘柄の呼値の制限値幅の見直しに伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

- | | |
|---|--|
| 1. 金の限月現金決済先物取引及び白金の限月現金決済先物取引の呼値の単位の変更 | (備考)
・ 業務規程第26条 |
| 2. 商品先物取引の呼値の制限値幅の変更 | (備考)
・ 業務規程施行規則第16条第2項第2号の2、第3項第2号の2
・ 業務規程施行規則第16条第5項 |
| 3. その他 | (備考)
・ その他所要の改正を行うものとします。 |

III. 施行日

1. については、2022年4月25日から、2. については、2022年4月4日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2022年4月25日又は2022年4月4日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日以後の当社が定める日から施行します。

以上